

森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）
一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行																																																																				
<p style="text-align: center;">森林整備保全事業設計積算要領</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 事業費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。</p> <p>1 本工事費の積算</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 間接工事費 間接工事費は、共通仮設費と現場管理費に区分する。</p> <p>ア 共通仮設費</p> <p>(7) [略]</p> <p>(4) 算定方法 共通仮設費の算定は、運搬費、準備費、役務費、技術管理費、営繕費、事業損失防止施設費及び安全費とし、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとし、その内容はそれぞれ次のとおりとする。</p> <p>a 共通仮設費の率計算による部分 算定は、次表の工種区分ごとの率に、対象額（P）を乗じて得た額の範囲内とする。 〔算定式〕・〔k rの算定式〕 [略]</p> <p style="text-align: center;">工種別共通仮設費率標準値表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">対象額</th> <th style="width: 20%;">600万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">600万円を超え10億円以下</th> <th style="width: 20%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">工種区分</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">適用区分 下記の率とする (%)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする (%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">対象額</th> <th style="width: 20%;">200万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">200万円を超え1億円以下</th> <th style="width: 20%;">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">工種区分</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">適用区分 下記の率とする (%)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする (%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	適用区分 下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)	A	B	[略]					対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	工種区分	適用区分 下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)	A	B	[略]					<p style="text-align: center;">森林整備保全事業設計積算要領</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 事業費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。</p> <p>1 本工事費の積算</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 間接工事費 間接工事費は、共通仮設費と現場管理費に区分する。</p> <p>ア 共通仮設費</p> <p>(7) [略]</p> <p>(4) 算定方法 共通仮設費の算定は、運搬費、準備費、役務費、技術管理費、営繕費、事業損失防止施設費及び安全費とし、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとし、その内容はそれぞれ次のとおりとする。</p> <p>a 共通仮設費の率計算による部分 算定は、次表の工種区分ごとの率に、対象額（P）を乗じて得た額の範囲内とする。 〔算定式〕・〔k rの算定式〕 [略]</p> <p style="text-align: center;">工種別共通仮設費率標準値表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">対象額</th> <th style="width: 20%;">600万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">600万円を超え10億円以下</th> <th style="width: 20%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">工種区分</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">適用区分 下記の率とする (%)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする (%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">対象額</th> <th style="width: 20%;">200万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">200万円を超え1億円以下</th> <th style="width: 20%;">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">工種区分</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">適用区分 下記の率とする (%)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする (%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	適用区分 下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)	A	B	[略]					対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	工種区分	適用区分 下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)	A	B	[略]				
対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																	
工種区分	適用区分 下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)																																																																	
		A	B																																																																		
[略]																																																																					
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																	
工種区分	適用区分 下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)																																																																	
		A	B																																																																		
[略]																																																																					
対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																	
工種区分	適用区分 下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)																																																																	
		A	B																																																																		
[略]																																																																					
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																	
工種区分	適用区分 下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)																																																																	
		A	B																																																																		
[略]																																																																					

イ 現場管理費

(ア) [略]

(イ) 算定方法

算定は、次表の工種区分ごとの率に、純工事費 (N_p) を乗じて得た額の範囲内とする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

イ 現場管理費

(ア) [略]

(イ) 算定方法

算定は、次表の工種区分ごとの率に、純工事費 (N_p) を乗じて得た額の範囲内とする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

a 現場管理費の率計算による部分

〔算定式〕

現場管理費＝純工事費（N_p）×（現場管理费率（J_o）＋補正率）

・純工事費（N_p）は、直接工事費＋共通仮設費＋（支給品費＋無償貸付機械評価額）による。ただし、次のものは、現場管理費算定の基礎となる純工事費に含めないものとする。

a 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価

b・c

ただし、都道府県等において当該事項について、別に取扱要領等により定めがある場合にはこれを除く。

〔J_oの算定式〕 〔略〕

工種別現場管理费率標準値表

純工事費 適用 区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	B	
河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75
河川・道路構造物工事	28.22	52.6	-0.0395	23.20
治山・地すべり工事	44.58	1,231.7	-0.2131	15.48
海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57
森林整備	41.68	366.3	-0.1379	21.03
道路工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71
鋼橋架設工事	39.06	105.6	-0.0631	28.56
PC橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84
舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52
公園用地造成工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03

純工事費 適用 区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	B	
道路維持工事	51.14	316.8	-0.1257	31.27

a 現場管理費の率計算による部分

〔算定式〕

現場管理費＝純工事費（N_p）×（現場管理费率（J_o）＋補正率）

・純工事費（N_p）は、直接工事費＋共通仮設費＋（支給品費＋無償貸付機械評価額）による。ただし、次のものは、現場管理費算定の基礎となる純工事費に含めないものとする。

〔新設〕

a・b

ただし、都道府県等において当該事項について、別に取扱要領等により定めがある場合にはこれを除く。

〔J_oの算定式〕 〔略〕

工種別現場管理费率標準値表

純工事費 適用 区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	B	
河川工事	38.13	862.8	-0.1979	14.28
河川・道路構造物工事	25.89	40.0	-0.0276	22.58
治山・地すべり工事	40.98	987.6	-0.2019	15.05
海岸工事	24.58	78.3	-0.0735	17.07
森林整備	38.88	293.3	-0.1282	20.58
道路工事	29.53	57.8	-0.0426	23.91
鋼橋架設工事	36.07	81.6	-0.0518	27.89
PC橋工事	27.79	88.1	-0.0732	19.33
舗装工事	36.27	480.3	-0.1639	16.08
公園用地造成工事	38.88	293.3	-0.1282	20.58

純工事費 適用 区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	B	
道路維持工事	47.02	264.7	-0.1191	29.51

工種区分	純工事費	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	
	適用区分	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
	1000万円以下	A	B	(%)	
トンネル工事	下記の率とする (%)	43.96	203.6	-0.0951	26.56

備考 [略]

b 現場管理費の補正

(a) [略]

(b) 施工地域、工事場所による取扱い

施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正については、下表の補正率を加算補正するものとする。(施工地域等による補正)

施工地域・施工場所区分		補正率 (%)
市街地		1.5
山間僻地及び離島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

(注) 施工地域・施工場所の区分等は、共通仮設費率の補正を準用する。

(3) 一般管理費等

ア 算定方法

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、次表の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

工種区分	純工事費	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	
	適用区分	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
	1000万円以下	A	B	(%)	
トンネル工事	下記の率とする (%)	41.15	159.6	-0.0841	26.35

備考 [略]

b 現場管理費の補正

(a) [略]

(b) 施工地域、工事場所による取扱い

施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正については、下表の補正率を加算補正するものとする。(施工地域等による補正)

施工地域・施工場所区分		補正率 (%)
市街地		1.5
山間僻地及び離島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

(注) 施工地域・施工場所の区分は、共通仮設費率の補正を準用する。

(3) 一般管理費等

ア 算定方法

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、次表の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

(7) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	下の算定式により算出された率	7.41%

[算定式] [略]

[Gpの算定式]

$$Gp = -4.63586 \times \log Cp + 51.34242$$

ただし、Gp：一般管理費等率（%）

Cp：工事原価（単位：円）

・ Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(4) [略]

(4)・(5) [略]

2～14 [略]

第6～第8-2 [略]

(7) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	14.38%	下の算定式により算出された率	7.22%

[算定式] [略]

[Gpの算定式]

$$Gp = -2.57651 \cdot \text{Log } Cp + 31.63531$$

ただし、Gp：一般管理費等率（%）

Cp：工事原価（単位：円）

・ Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(4) [略]

(4)・(5) [略]

2～14 [略]

第6～第8-2 [略]